

DISASTER MANAGEMENT NEWS

ぼうさい

2018 No. 91

平成30年

夏号

不屈の大地 Build Back Better の軌跡
雲仙・普賢岳噴火からの復興

平成2年(1990)・長崎県

特集

知って備える水害・土砂災害



内閣府 (防災担当)
Cabinet Office, Government of Japan



不屈の大地

Build Back Better の軌跡

Vol. 05



平成2年（1990）・長崎県

雲仙・普賢岳噴火からの復興

平成2年（1990）から約6年間続いた雲仙・普賢岳の噴火活動は、火砕流や土石流が繰り返し発生し、地域に深刻な被害を与えました。

長崎県の島原半島中央部に位置する雲仙・普賢岳が198年ぶりに噴火したのは、平成2年（1990）11月17日。山頂付近の火口には噴出したマグマが固まり、溶岩ドームが形成されました。溶岩ドームの成長にともない、その崩落による火砕流が頻発。中でも、平成3年（1991）6月3日に水無川流域を襲った大規模火砕流は、消防団員、住民、マスコミ関係者など40名が死亡、3名が行方不明となる大惨事を引き起こしました。堆積した火山灰や噴石などが降雨によって流れ出す土石流も度々発生し、住宅、学校、交通インフラに大きな被害を与えました。

こうした中、被害の拡大を防ぐために国は、水無川など3つの河川で砂防事業を推進するとともに、監視カメラ、振動センサーなどによる土石流監視システムを整備。さらに、国・県・市及び地域住民が一体となり、堆積土砂を活用して、被災した水無川流域の土地を嵩上げし、住宅、農地、道路などの再建を支援しました。

雲仙・普賢岳は平成8年（1996）に噴火活動の終息が宣言されましたが、地震や大雨による溶岩ドームの崩壊及び土石流の危険性があるため、現在も監視活動や砂防事業が続けられています。

島原市や南島原市では、火砕流や土石流による被害を受けた小学校校舎や家屋の保存展示や、小学生を対象とした火山・砂防学習教室や被災者体験講話などを通じて、噴火災害の脅威を後世に伝え、地域防災力を高める活動も行われています。



平成3年5月、雲仙・普賢岳の溶岩ドームの崩壊で発生した火砕流。
(写真提供：島原市)



模型を使って土砂災害の仕組みを学ぶ、長崎県島原市安中地区の小学生。
(写真提供：国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所)

「大野木場監視所（愛称：砂防みらい館）」（写真内 左の建物）は、溶岩ドームの監視、緊急時の避難場所、噴火災害や砂防施設に関する広報・学習施設として利用されています。隣接する「旧大野木場小学校」（写真内 右の建物）には平成3年9月に発生した火砕流によって焼失した校舎が当時のまま保存されています。

（写真提供：国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所）



CONTENTS

2 不屈の大地 Build Back Better の軌跡
雲仙・普賢岳噴火
からの復興

平成2年(1990)・長崎県

4 特集
知って備える
水害・土砂災害

8 防災の動き

- 行政・NPO・ボランティアの三者連携を目指して..... 8
- 「災害情報ハブ」で災害情報を「見える化」..... 10
- 「協助」による帰宅困難者対応..... 12
- 災害から事業を守る「防災経済」.... 14
- 日本とインドの防災協力..... 16
- セヌ川氾濫からパリを守る..... 18
- 防災に活かす公民館..... 21

22 防災リーダーと地域の輪
第35回

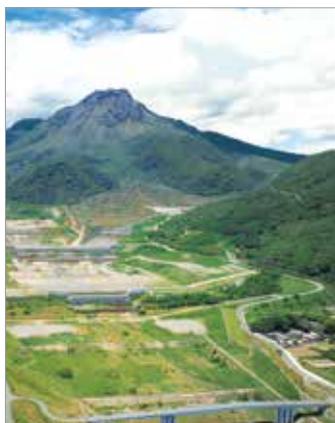
災害時の行動を明確化し、
実災害を想定した防災活動を実現
東京都国分寺市「高木町自治会」



雲仙・普賢岳

水無川

大野木場監視所



表紙の写真

山頂に溶岩ドームが形成されている雲仙・普賢岳。手前を流れるのが、火砕流や土石流が頻発した水無川。溶岩ドームの崩壊や土石流に備えて、現在も砂防施設の建設が進められています。

(写真提供：国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所)

i Build Back Better とは

「Build Back Better (より良い復興)」とは、2015年3月に宮城県仙台市で開催された「第3回国連防災世界会議」の成果文書である「仙台防災枠組」の中に示された、災害復興段階における抜本的な災害予防策を実施するための考え方です。

本シリーズでは、災害が発生した国内外の事例を紹介し、過去の災害を機により良い街づくり、国土づくりを行った姿を紹介します。

知って備える 水害・土砂災害

洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方



内閣府（防災担当）調査・企画担当

1 はじめに

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨災害では、市町村の区域を越えた広域避難の課題が明らかになりました。特に三大都市圏において、大河川の洪水や高潮により氾濫が発生した場合には、その浸水区域の広さ、避難対象人口の膨大さ、浸水継続時間の長さ等から、大規模かつ広域的な避難の在り方について具体的な方策を示すことが必要です。

これを受け、中央防災会議のもとに「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）を設置し、大規模・広域避難の計画（以下、「広域避難計画」という）策定に必要な基本的な考え方を示すことを目的として議論が行われ、平成30年3月、「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」がとりまとめられました。

2 報告の概要

（1）課題

大規模・広域避難に対する事前の対策がない場合、多数の居住者等が浸水区域内に留まり、二次的な人的リスクが増大することが懸念されます。また、対策にあたっては、自市町村内に避難することが基本となる一般的な避難と異なり、浸水区域外への立退き避難（域外避難）や浸水区域内での立退き避難及び屋内安全確保（域内避難）について、これらの適切なバランスを考える必要があります。

（2）重要な視点

上記の課題を踏まえ、以下の視点に基づき、各地域の地域特性を踏まえて広域避難計画を策定することが重要です。

【視点①】避難対象者全体を考えた大規模・広域避難の全体像の構築

避難対象者全体を考えた避難行動の最適化を目指し、避難行動の全体像の構築が必要です。また、大規模・広域避難の基本的な考え方や、広域避難

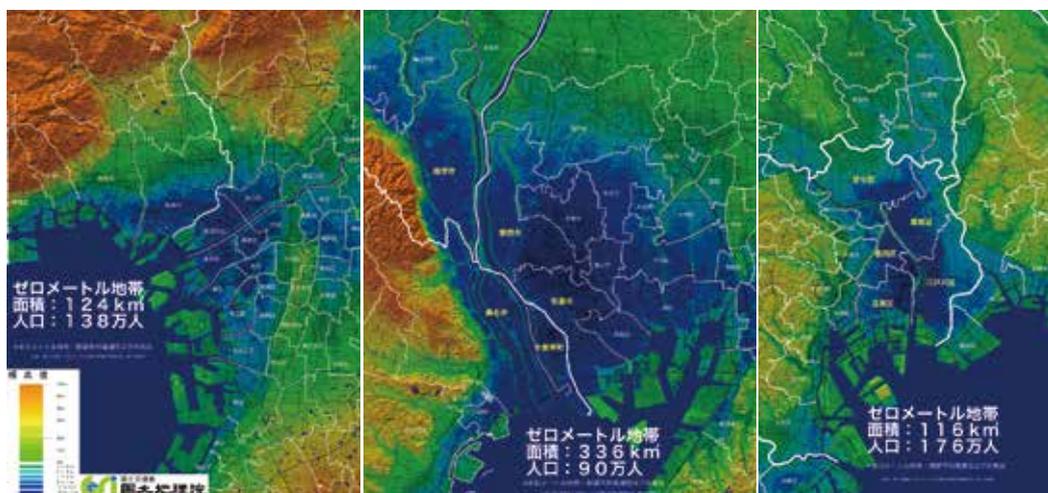


図1 三大都市圏のゼロメートル地帯

計画を策定するための具体的な計算手法が必要となります。

【視点②】 複雑に絡み合う課題の分類と段階的な検討

様々な要素が関係するため、相互影響の少ないように課題を分類して手順毎に検討を進め、フィードバックを繰り返しながら段階的に検討することを前提としつつも、可能な限り手戻りが少なくなるよう検討を進めることが必要です。

【視点③】 広域避難計画の実効性の確保

避難対象者が多く、避難行動も複雑になることか

ら、避難行動等の不確実性等を考慮した実効性のある計画とすることが必要です。

(3) 具体的な検討手順

図2の手順により、広域避難計画(案)を策定し、フィードバックを繰り返しながら段階的に検討を実施します。まずは問題の本質を損なわない程度に検討の対象とする地域や災害について基本的なケースを設定し、手順1~7で検討を実施します。その地域における災害特性に習熟した上で、対象災害を過酷化する等した応用ケースで検討を実施します。

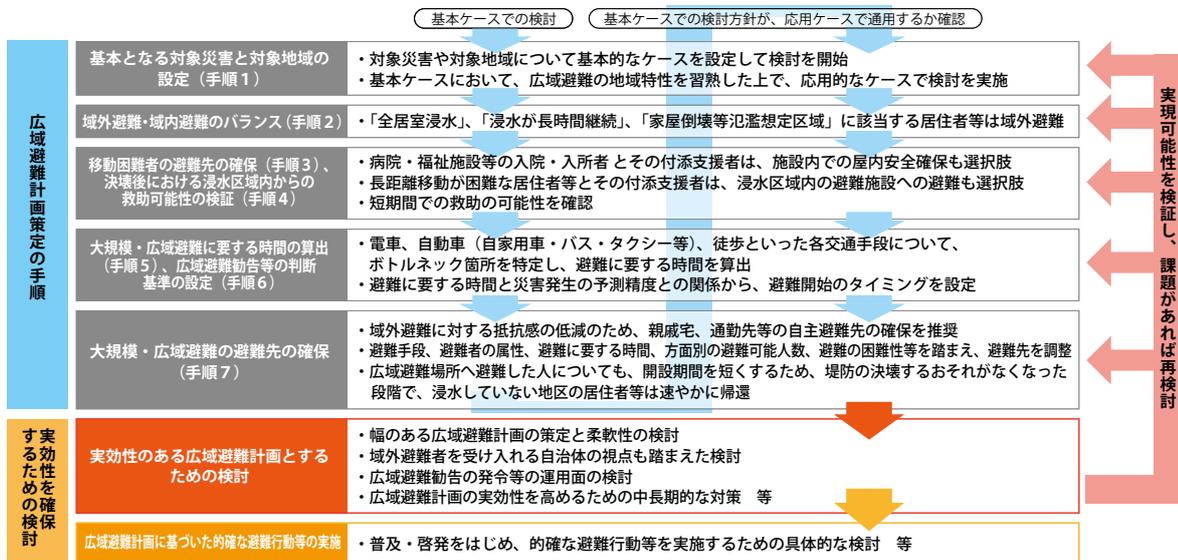


図2 広域避難計画策定のための検討手順

(4) 計画の実効性の確保

広域避難計画の実効性を確保するためには、域外避難者数(及び域内避難者数)等に一定の増減を見込んだ幅のある計画とすることや、計画に柔軟性をもたせること、避難勧告の発令等の運用面や域外避難者を受け入れる自治体の視点も踏まえた検討をすること、計画の実効性を高めるための中長期的な対策が必要となります。また、広域避難計画に基づいた的確な避難行動の実施のための具体的な対策や、居住者等や企業・学校等への理解促進が重要です。

3 おわりに

WGの報告では、実効性のある計画とするためには、都道府県防災会議の協議会や大規模氾濫減災協議会等を活用して計画策定の体制を構築すること、市町村間で整合のとれた計画とするためには都

道府県には主体的な役割を担うことが期待されるとともに、基本的な考え方の具体化に向けた取組を進める際には、関係機関の参画を得て、都道府県のみならず国も主導的な役割を担うことが必要であることが示されました。この報告を踏まえ、大規模・広域避難の社会的な実装に向けた検討を行うため、平成30年6月、内閣府(防災担当)及び東京都は、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置しました。この検討会において、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討してまいります。

なお、本報告については、内閣府防災担当のHPに公表しておりますので、ご参照ください。

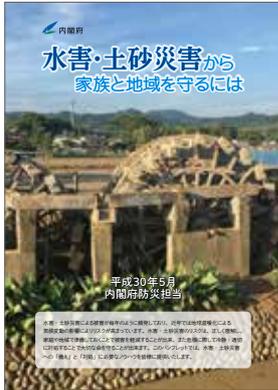
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/index.html>



災害から命を守る手引書 『水害・土砂災害から家族と地域の人々を守るには』



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当



手引書『水害・土砂災害から家族と地域の人々を守るには』

内閣府では、手引書『水害・土砂災害から家族と地域の人々を守るには』を作成し、5月31日に公表しました。これは、「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」において、「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について」（平成29年12月）がとりまとめられ、この中で、「住民が自ら水害・土砂災害から身を守るための手引書」を作成することとされたことを受けたものです。主に地域で水害・土砂災害へ備えるための計画づくりを行う方や、実際に災害が起きそうな際、起きた際に地域で率先して住民の避難行動を支援する方などを対象としました。

こちらからダウンロードできます。

http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/h30_tebikisho.pdf



現在、地球規模で温暖化が進んでいますが、21世紀末に向けて、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。国内においても、短時間の強雨がすべての地域で増加することが懸念されています。

ここ数年では、平成26年8月豪雨（広島土砂災害）、平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年台風第10号、平成29年7月九州北部豪雨等、大きな被害を伴う災害が頻発しています。

こうした水害・土砂災害に備え、本手引書では、豪雨発生のメカニズム、身の周りの危険を知る方法、大雨などに関する情報、避難の方法、持ち出し品などの準備、地域の計画作りなどについて紹介しています。



平成29年7月九州北部豪雨で被害を受けた朝倉市の様子



大雨などに関する情報は、気象庁などから様々な形で提供されています。大雨警報等は、警報の危険度分布とセットで、両者を一体的に利用することが大切です。具体的には、大雨警報や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、いつ、どこで危険度が高まる予想となっているかを警報の危険度分布等で確認し、自らの地域に迫る危険を納得感を持って把握していただくことが命を守るために重要です。

中小河川では…

平成 29 年度からは、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水発生危険度の高まりを予測する洪水警報の危険度分布を確認できるようになりました。



※必ずしも（この順番で）段階的に発令されるものではありません。

避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示 (緊急)
<p>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難します。その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましいです。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれます。</p>	<p>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難します。指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。</p>	<p>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難します。指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行います。</p>

平成 29 年 1 月には、避難勧告等の対象者を明確にするなど、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定されました。

どのようにすれば家族や地域の人たちが突然の水害や土砂災害から助かるのか、事前に地域で話し合っ て計画を作っておくことが大切です。そのときに自治体や地域の企業・団体、有識者と一緒に考えると良いです。こうした地域での解決策を考えるひとつの方法が「地区防災計画」です。計画作りを通じて地域が災害に備えて力を発揮できることが期待されます。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨では、朝倉市、東峰村、日田市ともに、急激に悪化する気象条件の中、防災気象情報や現地の状況等を踏まえ、避難勧告等を発令しました。また、各自治体ともに、事前に地域のコミュニティを活かし、自治会等と一体となって防

災に取り組んでいました。特に、今回の被災地では、平成 24 年 7 月九州北部豪雨を経験し防災への意識が高く、地区ごとの自主防災マップの作成、避難時の要支援者と支援者の名簿作成や避難訓練等を行っており、近隣住民への声かけ等が被害の軽減に寄与したと考えられます。

水害・土砂災害のリスクは、正しく理解し、家庭や地域で準備しておくことで被害を軽減することが出来、また危機に際して冷静・適切に対処することで大切な命を守ることが出来ます。本手引書を災害への備えのきっかけ作りなどにお使いください。

行政・NPO・ボランティアの三者連携を目指して



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

内閣府は、平成 30 年 4 月に「防災における行政の NPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」を公表した。本稿では本ガイドブック作成の背景や概要、ガイドブックの主題である「三者連携」等について紹介する。

■ 阪神・淡路大震災から新潟県中越地震へ

「災害ボランティアセンター」の定着

「ボランティア元年」と呼ばれた平成 7 年の阪神・淡路大震災から 23 年が経過した。この間、平成 23 年の東日本大震災をはじめ、幾多の災害において、数多くのボランティアが被災地に駆けつけ、被災した住宅の片付け、救援物資の配布、避難所運営の支援、被災者の身の回りの手助けや話し相手などを通じた心のケア、復興まちづくりの支援など、行政の手の届きにくい分野を含めあらゆる分野で被災地・被災者の支援を担ってきた。こうした善意に基づいて行われるボランティア活動は被災地が復旧・復興を遂げていくために大きな力となってきたが、一方で過去にはコーディネーション機能の未整備や不十

分さから、支援の偏りや抜け落ちなどが頻発し、また時には残念ながら被災地の混乱の一因となるケースも見られた。

近年の災害ボランティアの歴史を概観すると、阪神・淡路大震災の際には学生を中心に延べ 138 万人ものボランティアが熱意を持って被災地に入ったが、活動を調整する仕組みが事前に計画されていなかったため、大きな混乱が生じるようになった。その 2 年後に日本海沿岸に大規模な油流出をもたらしたナホトカ号海難事故でも、延べ 27 万人によるボランティアが被災地で活動したが、神戸同様に調整機能の不足から被災地に混乱を引き起こすことになった。こうした反省をもとに、年に 10 個もの台風上陸により新潟、福井など北陸地方を中心に大きな被害をもたらし、加えて 10 月の新潟県中越地震が発生した平成 16 年には、それまでの教訓を踏まえ社会福祉協議会が災害ボランティアセンター（災害 VC）を設置・運営する流れが定着することになった。

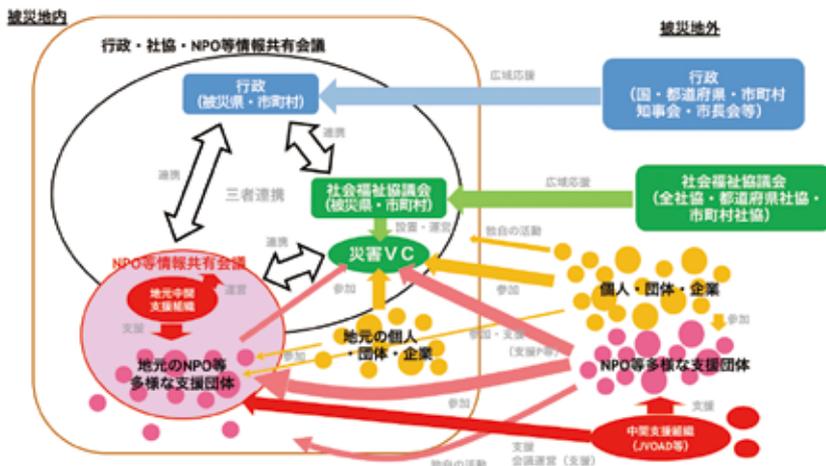
■ 東日本大震災から熊本地震へ

「情報共有会議」と「中間支援組織」

未曾有の被害をもたらした平成 23 年東日本大震災では、被害が大規模かつ広域的であったことから、NPO・NGO、企業など様々な主体が被災地で多数活動することとなった。多彩な専門性をもった支援主体による活動は被災者のニーズを幅広く掘り起こし、NPO・ボランティア等の活動も多様化することとなった。東日本大震災では、約 550 万人がボランティアとして活動したとされるが、その全てを災害 VC で調整することには限界があり、実際災害 VC を通じて活動した人数は 150 万人であった。このため、災害 VC の外側でそれぞれの強み・専門性を活かして活動する NPO・ボランティアの活動調整を行う「中間支援機能」が注目されるようになった。

東日本大震災の後、米国でボランティアの活動調整を担う民間団体である NVOAD (National Voluntary Organizations Active in Disaster) にヒントを得て、関係者が NPO 等のコーディネーションを担う「中間支援組織」として JVOAD の設立準備を進めている最中に発生したのが平成 28 年熊本地震であった。地震発生に際し、JVOAD 準備会はただちに現地に入り、熊本県・内閣府等

被災地内・被災地外の多様な主体による連携モデル



※ 2016年熊本地震クラスを想定

との調整の下、被災者支援を行うNPO等の情報共有・活動調整の場として、「熊本地震・支援団体火の国会議」を設立した。この「火の国会議」には延べ300団体ものNPO等が参加し、毎晩緊密な会議を通じてより効果的な被災者支援を目指すこととなった。さらに、この「火の国会議」を中心とするNPOの連携体が、行政（県・市町村）や災害VCを運営する社会福祉協議会とともに連携会議を開催することで、被災者支援に携わる各セクターが一同に会する場が形成された。これが行政・災害VC・NPO等の「三者連携」である（「NPO等」にはNPO・NGOのほか、企業や組合組織など多様な支援主体が含まれる）。こうした情報共有会議の仕組みは、翌年の九州北部豪雨の際にも採用され、円滑な情報共有・活動調整の一助となった。

各地域での事前の枠組み作りの必要性

熊本地震や九州北部豪雨の際の、「中間支援組織」による情報共有会議を通じた三者連携の仕組みは、事前に予定されていたものではなく、被災直後の混乱の中で関係者が手探り状態で調整を進め実現したものであり、事前に準備しておくことでより迅速・適切に機能することは言うまでもない。このため内閣府では、平成29年3月「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」提言（本誌No.87平成29年夏号にて紹介）において、平時から行政とNPO・ボランティア等が顔の見える関係を構築し、より多くの国民がボランティア活動に参加できる環境整備を進めていく重要性が示されたことを受けて、平成29年度に「防災ボラ

ンティア活動の環境整備に関する検討会」（座長：室崎益輝兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）において、主に地方公共団体職員が三者連携の仕組みをはじめとするNPO・ボランティア等との連携・協働の枠組みを事前に構築できるよう検討を行った。この検討の成果が、「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」として平成30年4月に公表された。

本ガイドブックでは、行政・災害VC（社会福祉協議会）、NPO等が三者連携を実現するための各地域での情報共有会議の枠組み作りを推奨しているほか、被災者支援における行政その他各主体の役割や、地域内での受援力と外部支援の関係、災害時のフェーズ毎の対応やそのための事前の準備など、地方公共団体がNPO・ボランティア等との連携・協働を図っていくためのノウハウやヒントが幅広く記載されている。

内閣府では、今後、本ガイドブックの活用を啓発し、各地での研修会等の開催を通して、多様な主体間の連携・協働方策について普及を図っていく予定であり、発生が想定されている南海トラフ地震や首都直下地震をはじめ各種の自然災害に備えるため、各地域において多様な主体の連携・協働の枠組みが形成されることが期待される。

なお、本ガイドブックについては、内閣府防災担当のHPに公表しておりますので、ご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai_volunteer_kankyoseibi/index.html



「災害情報ハブ」で 災害情報を「見える化」



内閣府（防災担当） 防災計画担当

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震において、被災者の中には、指定避難所に避難・滞在せず、車中泊等をしていた多くの例が見受けられました。このような人々の動向をはじめ、避難所における被災者のニーズや物資の配送状況等、把握が困難であったことが、熊本地震に係る検証の中で指摘されました。

このような課題を解決するためには、平常時から国や地方公共団体、民間企業・団体等による官民連携による円滑な情報の共有化を行い、災害時との迅速に対応することが必要です。

このため、内閣府では、情報の共有を図るために効果的

な手段と考えられる情報通信技術（ICT: Information and Communication Technology）の活用、また、関係機関間における情報共有の方法や期間等のルール及びこれを通じた情報のやりとり（「災害情報ハブ」）を推進するため、平成 29 年度から中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループの下に、「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を設置し、年度内に計 4 回推進チームを開催しました（座長：あかま二郎内閣府副大臣）。

推進チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、災害時の関係機関における迅速な状況認識の統

一を図るため、情報保有者の情報整理方法等の基本ルールを平成 30 年 3 月に推進チーム決定しました。また、災害に係る情報の所在や共有・利活用に係る条件等を一覧表（災害時情報カタログ）として整理しました。

今後も関係省庁や地方公共団体、民間企業・団体としっかり連携しながら、災害時情報カタログの質の向上や関係機関間の共有方法の検討に取り組むとともに、整理された情報等を可能な範囲で一つのシステムに集約し、見える化するため試行的な取組を進めて参ります。また、災害時における地方公共団体の負担を軽減し、効果的な災害対応を可能とする体制を構築するため、災害情報共有システムである SIP4D を活用して官民の情報収集・整理を行う官民チーム（仮称）を試行的に立ち上げ、訓練や実際の災害での活動を通じ、効果的に活動するための課題等を検討することとしています。

情報内容	提供期間	提供範囲	保有者	情報の在り処	交換手法	データの形式	サンプルデータ
A	常時	制限なし	A協会	URL など	通信 手順 など	テキスト or バイナリ、 データフォーマット など	システム 構築に必要な サンプル データを 公開
B	発災後 1か月間	指定公共 機関まで	B社				
C	発災後 1か月間	被災自治 体まで	C事業団				
D	発災後 2か月間	中央省庁 限り	D法人				

主なカタログ記載事項として、
提供期間：いつからいつまで、若しくは常時
提供範囲：①中央省庁限り、②被災自治体（地方公共団体）まで、③指定公共機関まで、④制限なし
在り処：情報保管サーバーのURLなど
交換手法：ニーズ側がgetするのか、保有側にputされるのかなど
データ形式：データフォーマットは必ず公開、併せてサンプルデータも公開。（事前のシステム構築を可能とする）

この他、情報の対象地域、更新頻度、問い合わせ先などを項目として追加

災害時情報カタログのイメージ

「災害情報ハブ」推進に係る基本的なルール

平成 30 年 3 月 30 日
「災害情報ハブ」推進チーム決定

1. 前文

- 平成 28 年の熊本地震等、過去の災害対応において、被災地域の被害状況や避難者動向、物資の状況等の把握が困難であったことが指摘されており、災害時に国や地方公共団体、民間企業・団体等の間で、官民連携による迅速かつ円滑な情報共有を図ることの重要性が教訓として認識されている。
- このため、関係者間での迅速な情報共有（状況認識の統一）を図ることを目的として、平成 29 年度に「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」（以下「推進チーム」という。）を立ち上げ、関係者間で各情報の取扱いや共有・利活用に関する仕組みづくり等を検討してきた。
- 作業部会も含めたこれまでの推進チームにおける議論を踏まえ、迅速な状況認識の統一に向けた、推進チームとしての基本ルールを以下の通りまとめた。
- 当該ルールに則り、推進チームでの更なる検討に加え、推進チームの関係者は各自必要な取組を実施することとする。

2. 基本ルール

(1) 総論

- ①国、地方公共団体、民間企業・団体等が一体となり、オールジャパンの体制で取り組み、国が率先して取り組むこと
- ②各機関は情報の収集、整理、共有にあたっては、ICT（情報通信技術）を積極的に活用するよう努めること
- ③現場の者にとって真に役立ち、課題解決に資する実効性のある成果を創出すること
- ④各機関は迅速な状況認識の統一の実現に向け、スピード感を持って必要な取組を進めること

(2) 関係者間の情報共

- ①情報所有者は、データでの流通を含めた情報流通のための環境整備に努めること
- ②情報所有者は、平時から可能な限り関係者に情報を共有するよう努めること
- ③情報所有者は、情報毎の入手条件等が整理されたカタログ（以下「情報カタログ」という）の作成に協力し、情報の粒度の向上、最新の状態の確保に努め、国は情報カタログを適切に管理すること
- ④情報所有者は、利用者側が柔軟に利活用できるよう、機械可読な形式での整理や提供、フォーマットの開示に努めること
- ⑤情報利用者は、情報カタログに示された条件に従って情報を利用すること

(3) 現場で情報収集・整理を支援する官民チームの取組

- ①関係者は、官民チームの試行的取組について、可能な限り協力すること

「協助」による帰宅困難者対応



千代田区政策経営部災害対策・危機管理課

訓練実施の背景

千代田区は、首都東京の中心に位置し、政治・経済機能が高度に集積する、日本の心臓部になります。そして、夜間人口が約6万人に対して、昼間人口が約85万人という、特殊な事情があります。昼間人口が多いということは、大地震のような大規模災害が発生した際に交通機関が停止することにより、自宅に帰ることができない帰宅困難者が大量に発生することが想定されます。

そのため、千代田区では、地域共同体の共助を基本としながらもより広く、人道的支援も含めて、災害時に千代田区にあるすべての人々が相互に助け合い支え合うという、区独自の「協助」の理念を掲げて、早くから帰宅困難者対策に取り組んできました。平成15年度には、日本全国で初めて帰宅困難者対策に主眼を置いた「帰宅困難者避難訓練」を実施し、訓練に先駆けて、東京駅・有楽町駅周辺地区に「帰宅困難者対策地域協力会（以下、「地域協力会」という。）」が設立されました。地域協力会は、区内の主要駅周辺地区の事業所等で構成する自主防災組織で、地域での



四ツ谷駅周辺地域協力会の「帰宅困難者受入訓練」

「協助」の理念をいち早く重要視し、地元企業組織が地区の防災活動に行政と連携して対応する全国のモデルとなりました。平常時は防災訓練等を通じて地域防災力の向上に取り組み、大規模震災等の発生時には、大量に発生すると予測される帰宅困難者に対して、区と連携・協力して情報提供等の支援を行います。東京駅・有楽町駅周辺地区で設立された後、地域協力会は、飯田橋駅、四ツ谷駅、秋葉原駅の千代田区を代表するターミナル駅の周辺地区に設立され、各地区の実情に合わせた帰宅困難者対策を展開しています。

また、帰宅困難者避難訓練は、東日本大震災の教訓を境に、「帰宅困難者対応訓練」にその姿を変えていきました。これは、東日本大震災の際に、首都圏の交通機関が麻痺して、歩いて帰宅しようとする人たちが大量に発生し、緊急車両が現場にすぐに到着できない事態に陥ってしまったことを受けて、一斉帰宅の抑制をすることに考え方を方向転換したためです。それまでの訓練では、速やかに歩いて帰ることを主眼に置いて行ってきましたが、方針転換後の訓練では、まずは自分の身を守り、すぐには帰宅しないことを重点的に行っています。

訓練の概要

昨年度は、平成30年3月9日（金）に、千代田区全域で帰宅困難者対応訓練が行われました。まずは、自分の身を守る訓練として「シェイクアウト訓練」を区内全域で実施し、その後、地域協力会があるそれぞれの地区で、大規模な防災訓練が行われました。

シェイクアウト訓練とは、「まずひくく、あたまをまもり、うごかない」の安全行動をとる訓練で、1分のできる訓練として、平成23年度から行われています。また、この訓練は、いつでもどこでもできるという特長があります。地震大国の日本では、どこで大地震に遭遇するか想定できません。そのため、屋外、自宅、職場などで大地震が起きても対応できるように、場所を問わない訓練が必要不可欠です。千代田区は、そのことにいち早く注目し、日本で初めてのシェイクアウト訓練を行うことになりました。参加人数は、開始当初の平成23年度では約2万5千人でしたが、今年度にはその倍以上の約5万5千人の方々が参加しました。

各地域協力会での訓練

帰宅困難者対応訓練は、地域協力会が主体となり、各地区の実情に合った訓練を実施しています。東京駅・有楽町駅周辺地区では、「帰宅困難者一時滞在場所設営訓練」を実施し、帰宅困



東京駅・有楽町駅周辺地域協力会の「帰宅困難者一時滞在場所設営訓練」

難者が一時的に滞在する際のアクシデントを想定して、どう対応するかを検証しました。この訓練は、事前に地域協力会の会員が集まり、「帰宅困難者一時滞在場所運営ゲーム」を実施した上で行ったため、ゲームの中で起こったことを実際に体験するという、画期的な訓練となりました。

飯田橋駅周辺地区では、アイガーデンエアを中心に訓練を展開し、「要配慮者受入準備訓練」や「情報通信訓練」、「本部立ち上げ訓練」を行いました。

四ツ谷駅周辺地区では、帰宅困難者受入施設への誘導から、誘導された帰宅困難者も受入場所の設営に参加する形で、「帰宅困難者受入訓練」が行われました。帰宅困難者受入施設では、帰宅困難者も支援する側になるということを、体験する訓練となりました。

秋葉原駅周辺地区では、外国人観光客が多いという土地柄を反映して、「外国人対応訓練」が行われました。また、参加した外国人に、警察署による救出訓練や、災害時対応に関する学習をしていただき、地震大国日本で地震に



内閣府が訓練で使用した通信機器「ICTユニット」

遭遇した場合の対応を学んでもらいました。

また、内閣府を中心とした官公庁との連携を確認する訓練も、行われました。皇居周辺に展開した移動基地局車や移動電源車、衛星通信車等を利用してナブネットやICTユニットを活用した動画転送を行いました。さらに、MCA無線機を使用して、官公庁の施設が帰宅困難者の受入が可能かどうかを確認するという想定で、通信訓練を実施しました。

訓練継続の必要性

帰宅困難者対策を主眼に置いた防災訓練は、15年前から実施していますが、時代の変遷とともに、内容や目的を変えてきました。しかし、より実践的な訓練を継続し、災害に備える姿勢は変わりません。訓練は、継続してこそ意義があるものになります。今後も、その時代に合った実践的な訓練を行い、千代田区に集うすべての人々が力を合わせて、帰宅困難者をすぐには帰宅させないという方針のもと、来るべき災害に備えていくよう努めてまいります。

災害から事業を守る「防災経済」



内閣府（防災担当）防災計画担当

自助・共助の促進による社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実させていく必要があります。災害への備えを促進するためには、事業者の事業運営に関係する多様な主体が、共通の理念の下に働きかけをしていくことが効果的です。こうしたアプローチを実現するため、有志の業界団体の自律的な取組として、平成 29 年 9 月に経済界の 13 団体の代表者で構成される「防災経済コンソーシアム（仮称）」設立準備会が発足しました。その後 4 回の設立準備会では、本取組の意義や方向性、

取組方法等を中心に議論がなされ、平成 30 年 3 月に経済界の 13 団体のメンバーで構成される「防災経済コンソーシアム」が設立されました。

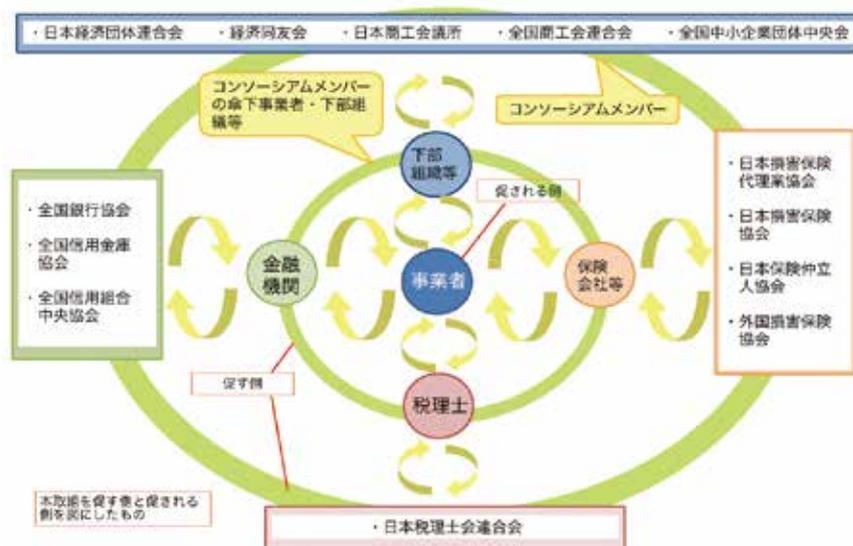
防災経済コンソーシアムでは、事業者が耐震補強やBCP対策等による「リスクコントロール」と保険加入、融資、現金保有等による「リスクファイナンス」の適切な組み合わせによる効果的な災害リスクマネジメントを実践していくよう、コンソーシアムメンバーが創意・工夫により事業者にアプローチしていくことを目指しています。

『防災経済』という言葉は、「経済活動においても防災をしっ

かり行っていく」といった意味を込めた造語です。コンソーシアムでは、メンバーが共通理念の下、自主的に活動することを目指していきます。

防災経済コンソーシアムの設立と併せて、事業者の災害への事前の備えに向けた共通理念として「防災経済行動原則」が策定されました。【前文】には、事業者が事前の備えとして行うべき 4 つの重要な事項を定めています。コンソーシアムメンバーはこの 4 つの重要な事項の実践に必要な推進を図り、事業者の災害リスクマネジメント向上を目指していきます。

大規模な自然災害が発生する



防災経済コンソーシアムを通じた取組イメージ

と、地域経済が大きな影響を受けることが想定されます。事業者の事前の備えにより、経済活動への被害を最小限に抑え、速やかに復旧することが地域経済を守るにつながります。日頃の

事業活動においては取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等との連携・コミュニケーションを図り、防災対策を実施しておくことが重要です。また、この取組では地域の防災対策をリード

する地方公共団体との連携も期待されることです。

内閣府は、こうした産業界の取組を官民一体で活動する新たな枠組として支援してまいります。

防災経済行動原則

平成 30 年 3 月 23 日
防災経済コンソーシアム

【前文】

我が国は、その自然的条件から災害が発生しやすい特性を有している。このため事業者は、災害リスクマネジメントが事業経営上の根幹をなすことを認識して意思決定等の行動を行うことが重要である。特に大規模災害時には公助に一定の限界があることから、事業者は、自助・共助による以下(1)～(4)の事前の備えを行うことが重要である。

- (1) 事業者は、自らの災害リスクを適切に認識・把握する。
- (2) 事業者は、認識・把握した自らの災害リスクに応じて、リスクコントロール(耐震補強、BCP対策等)とリスクファイナンス(保険加入、融資、現金保有等)の組合せによる効果的な災害リスクマネジメントによって、防災対策を実施する。
- (3) 事業者は、自らが主体的に行動するため、自らの役職員への防災教育の充実により意識を向上させる。
- (4) 事業者は、自らの事業経営に不可欠な取引先、金融機関、事業者団体等の関係機関等と連携・コミュニケーションを図り、自助・共助の防災対策を実施する。

防災経済行動原則は、事業者が自助・共助による事前の備えを行うことによって、結果として社会全体の災害リスクマネジメント力が高まるように、防災経済コンソーシアムのメンバーの活動上尊重されるべきものである。

【防災経済行動原則】

1. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、【前文】(1)～(4)の実現を図るために必要な推進を図る。
2. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、防災経済コンソーシアムへの情報共有や事業者への還元など、得られた知見は可能な限り共有し、社会全体の災害リスクマネジメント力向上の推進を図る。
3. 防災経済コンソーシアムのメンバーは、メンバーが属する業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る。

以上

日本とインドの防災協力

1

「日印防災ワークショップ2018」がインド・ニューデリーで開催

2018年3月19日から2日間、インドのニューデリーにおいて、内閣府（防災担当）及びインド政府（内務省）主催による「日印防災ワークショップ2018」が開催されました。

これは、2017年9月に安倍総理が訪印の際に、モディ首相と発表した日印共同声明において、防災が重要な協力分野であることが位置づけられたことを踏まえ、内閣府（防災担当）とインド



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

内務省との間で、両当事者間の防災分野における協力の発展と関係の促進を目的とした協力覚書を締結し、これに基づき開催されたものです。このワークショップには、日本政府から前川守内閣府審議官を筆頭に日印の政府防災担当関係者などあわせて約140名が参加しました。

2

セッションの概要と今後について

初日のオープニングセッションでは、インド政府より今後発生が危惧される地震や津波に対す

る早期警報システムの重要性や防災投資や新たな災害リスクに対して予防に努めることの重要性などについて述べられ、前川守内閣府審議官からは、日本とインドは共に地震、津波、洪水などの自然災害が多いことから今後この課題の解決に向けて連携し取り組むことが両国の国民の生命と財産を守ることに大きく資すること、またこのワークショップの成果が日印の防災協力の更なる推進に繋がり、世界に対しても仙台防災枠組の実施に向けた二国間協力の優良事例とするために努力していきたいと述べられました。



オープニングセッション

2日間にわたるセッションでは、防災政策の枠組、リスクアセスメント、レジリエントなインフラ、早期警報システム、予防と対応（地方政府の取組み）、民間企業の取組みの6セッションが行われ、佐谷内閣府（防災担当）参事官を始めこのワークショップに参加した内閣府（防災担当）の職員等から、災害対策基本法に基づく防災政策の経緯や体系、南海トラフ地震における具体的な対応策活動に関する計画や災害時の緊急対応の流れの説明の



オープニングセッション

ほか、東日本大震災で被害を受けた仙台市の復旧・復興の取組や地区防災計画制度と取組事例などを紹介しました。また、日本の地震観測網や東日本大震災及び熊本地震の分析結果や日本の早期警報システムの仕組みなどに

ついて、東京大学地震研究所地震予知研究センター長の平田直教授と京都大学防災研究所の山田真澄助教からそれぞれ説明していただき、2日目の最後のセッションでは、ワークショップに参加したジャパン防災プラットフォーム

の会員企業9社がそれぞれ持っている防災技術を紹介し、インド政府や企業への技術支援についてプレゼンを行いました。

最後のクロージングセッションでは、キラン・リジジュ内務省閣外大臣より、本ワークショップでは多くの成果が得られ、今後議論された内容を実現に結び付け日印関係が文化・政治分野のみならず防災分野においても深めていきたいと述べられました。そのため、内閣府（防災担当）は、ワークショップでの議論等を踏まえ、引き続き知見や知識の共有を行うとともに技術支援などを通して両国の防災分野の連携強化の推進を図って参ります。



内閣府プレゼン

セーヌ川氾濫からパリを守る



OECD 公共ガバナンス局リスクガバナンス専門官 チャールズ・ボウビヨン



前 OECD 公共ガバナンス局持続可能な成長のための地域政策課長 佐谷説子

背景

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) (本部:パリ) は、日本を含めた 35 カ国が加盟する国際機関であり、社会経済の発展に向けた政策の提言を行い、対話の場を提供する等の活動を行っている。

OECD は、2011 年東日本大震災を契機に、リスク・ガバナンスの在り方について高級実務者による意見交換や政策提言を行うため、「ハイレベル・リスク・フォーラム」という場を創設した。同フォーラムは、OECD 加盟国の

要請に応じて、当該国におけるリスク・ガバナンスについて、政策分析や提言を行っている。このなかで、フランス政府は、1910 年に首都パリを含むイル・ド・フランス地域圏において発生したセーヌ川氾濫以降のフランスにおけるリスクガバナンス体制の分析を要請した。その分析結果や 14 項目の政策提言は 2014 年に「イル・ド・フランス、セーヌ川流域：大規模洪水に対するレジリエンス」という報告書として OECD より発表された。さらに、OECD は、これらの政策提言を踏まえた政策の改善状況について、2018 年に報告書を発表した。

本稿では、OECD によるこれら二つの報告書から、フランスのセーヌ川管理に係るリスク管理政策の動向について紹介する。

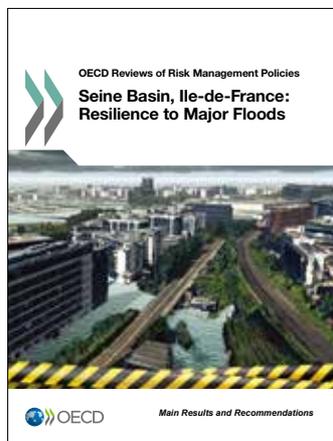
OECD による政策提言

2014 年に OECD が発表した報告書によると、セーヌ川は総延長 776 km、流域面積 78,600 km はフランス国土の約 12% を占める。20 世紀以降、セーヌ川で「大規模洪水」と定義される、河川高 6m を超える事態は 11 回発生している。特に 1910 年の大規模洪水は 8.62 m に達する「100 年に 1 度の洪水」とされ、統計のある 1649 年以降 2 番目に高い記録であった。

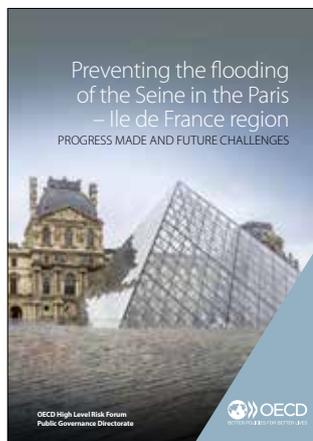
同報告書は、1910 年セーヌ川氾濫により、500 万人の住民に被害をもたらし、経済的にも 300 億ユーロから 3000 億ユーロの直接被害及び間接被害 (雇用、経済、財政への影響) が生じたと発表した。この数値が発表されると、これは多くのメディアの注目を集めた。

その理由は、

- 2013 年春、セーヌ川上流で



2014 年に OECD が発表した「イル・ド・フランス、セーヌ川流域：大規模洪水に対するレジリエンス」



2018 年に OECD が発表した「Preventing the flooding of the Seine in the Parisu -Ile de France region」



洪水の場合のパリの鉄道システムの状況

洪水が発生したことを契機に、セーヌ川流域の洪水に対する脆弱性に関心が高まったこと、

- 2007年英国、2011年オーストラリア、2011年タイ（バンコク）、2012年ニューヨーク等で発生した大規模洪水がその後の社会経済に大きな影響を与えていることを目の当たりにしたこと、
- フランス・エコロジー省が気候変動の影響によるセーヌ川洪水の影響を予測するための調査を行ったところ、1910年洪水をベンチマークとすることによって将来の対策を取ることが有用であると示されたこと、
- イル・ド・フランスはフランス経済活動の三分の一を占めるユーロ圏最大の経済圏域であり、政府機関、主要産業、研究機関、輸送拠点等を有し、1910年時点よりも、さらに重要性が増していること

等によると考えられる。

同報告書は、セーヌ川の管理体制が細分化し、政策と行動の間に連携が欠けていること、主体が重複していること等により、投資に見合った政策の実現を阻んでいる旨指摘した。これを踏まえ、同報告書は以下14項目の政策提言を行った。

(管理体制関係)

1. イル・ド・フランス地域から河川流域全体に渡る洪水予防の各取組間の一貫性を確保すること
 2. 長期的視野に基づくビジョンと行動計画を策定すること
 3. グローバルなビジョンを具体的な目的に詳細化し、関係者に責任を認識させること
 4. 洪水リスクマネジメント戦略とそれ以外の公共政策を関係させること
- (レジリエンスの構築関係)
5. リスクに関する知識を改善しつづけて、リスク情報が入手できるようにすること
 6. 市民、政策決定者、企業に対しリスク文化を浸透させること
 7. グランパリプロジェクト(注)による機会を活用して、地域のレジリエンスを高めること
 8. ネットワークのレジリエンスを強化し、企業や公共サービスの事業継続性を確保すること
 9. 洪水予防インフラの責任を単一機関に担わせること
 10. 貯水池整備事業を継続すること

(資金関係)

11. 予防のための予算戦略を確保すること
12. 予防対策に関する関係者をあらゆるレベルで巻き込むこと
13. 国の資源から、予防のための予算の優先順位を明確にする努力を強化すること
14. 洪水リスク防止のための水害保険の影響を再評価すること

このうち、提言4について、以下のとおり解説する。

報告書は「洪水防御政策」は、他の公共政策との連携のもとに企画立案・運用されるべきであると提言している。洪水防御政策は、主に、環境・持続可能な成長・エネルギー省の所管であるが、同省の地方組織がイル・ド・フランス地域圏における洪水防御政策を担当している。このなかで、セーヌ川に関する他の公共政策は、以下の機関が主に担当している。

1. 危機管理政策：内務省所管であるが、2004年危機対応近代化法により、市民・民間セクターの関係者による取組も求められた。
2. 地域開発・計画政策：1980年代以来の地方分権のなかで、すべて地方政府の役割となり、特に2003、2004年法改正により、地域圏計画や経済成長は地域圏政府の所管となる。
3. 水管理政策：セーヌ・ノルマンディ水機構（セーヌ川流域の水資源保全の企画と資金調達）、

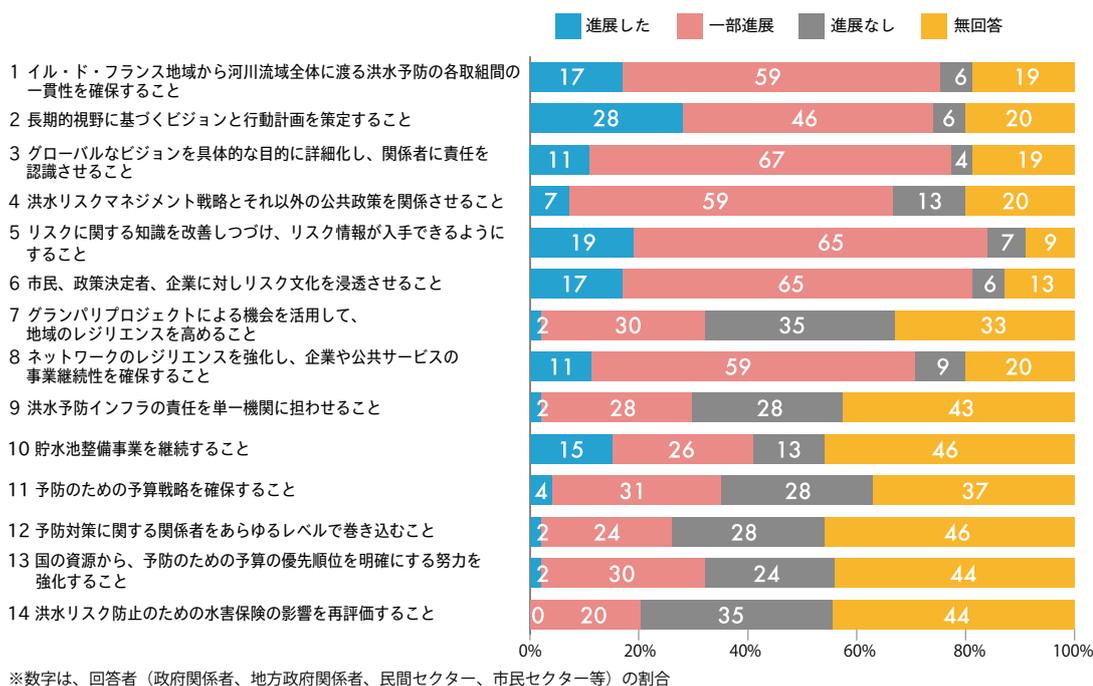


図1 OECDの政策提言の実施状況

セーヌ川流域大規模湖（EPTB: 1969年 セーヌ川上流にある4つのダム湖を管理し、洪水管理と河川の低水管理を行う目的、異なる機関間を連携する機関）

報告書は、(1) 危機管理政策は、事業継続性、(2) 地域開発・計画は脆弱性の克服、(3) 水管理政策はハザードへの対応に関するものであるため、洪水防御政策と連携が不可欠であるとし、担当機関が複数に複雑に細分化されていることに、強い問題意識を持ったものである。

政策提言の実施状況

2018年1月、OECDは、これらの政策提言がどのように実行されたか、進捗状況を調査した結果を以下のとおり発表した。(図1)

進捗状況は、上記14の提言

について、政府関係者、地方政府関係者、民間セクター、市民セクター等の幅広い関係者との意見交換によって調査された。

(ガバナンス関係: 提言1~4)

全体として、ガバナンス関係は多くの者により、「進展した」「一部進展した」と認識され進捗度合いが高いが、政策間の関連付け(提言4)は引き続き課題であると認識されていた。

(レジリエンス関係: 提言5~8)

グランパリアプロジェクトとの連携(提言7)や、組織の統一化(提言8)は、進展がないと認識された割合が高く、細分化された組織の見直しについては、引き続き課題であると考えられる。

(資金関係: 提言9~14)

2014年にOECDは資金調達の遅れや、それによるセーヌ川洪水

リスク予防政策の実施の遅れを指摘したが、資金調達に関するOECD提言の実現はわずかであることが分かった。

まとめ

セーヌ川の氾濫は「低頻度・高影響」なリスクであり、このために災害の記憶が薄れることにより、対応の重要性についての認識が弱まっていることが課題である。そのなかで、OECDが指摘したように、細分化された政策分野を横断的・一元的に対応し、官民関係者合意の下で連携した体制を確保することの重要性は、我が国としても共通の課題である。リスク教育、リスク文化の浸透、事業継続性の確保、インフラ整備等の地域レジリエンスを高めるという観点からの取組は我が国にとっても多に参考になる視点であると考えられる。

防災に活かす公民館



公益社団法人全国公民館連合会 事務局次長 村上英己

皆さんは公民館を利用されたことはありますか？ 公民館は公立だけで全国に約15,000館存在しており、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に通えて、集えて、学べる、とても身近な公共施設です。公民館は、普段は自分の趣味のサークル活動や、町内会・自治会の会合や催し物、または公民館主催の講座に参加するなど利用している人がたくさんいますので、皆さんの中には利用されたことがある人もいないかもしれません。

公民館は日常的に使われる用途以外に、災害時には「避難所」として使われることも増えてきています。大雨や台風、噴火、津波、そして大地震などで緊急に避難する場所として、公民館は活用されているのです。

東日本大震災でも、沿岸部のほ

とんどの公民館が避難所となって、多くの方がそこで避難をしました。その後の様々な災害においても、公民館は避難所となっています。

さて、避難所となる施設は他にも様々ありますが、公民館ならではの特徴を挙げれば、次の3点があります。

1つ目は、公民館は居住性に富んでいるということです。公民館では大小様々な部屋があり、調理室や和室も備え、またトイレも複数あることから、災害時では他の施設に比べて生活がしやすいと言われています。

2つ目は、公民館活動が活発な地域ほど日常的に住民とのかかわりがあり、非日常的な災害時であっても、避難所の運営が円滑になると言われています。

3つ目は、公民館は教育機関で



『新訂 公民館における災害対策ハンドブック』
公益社団法人全国公民館連合会編著
第一法規株式会社、平成29年6月

あるため、普段から防災に関わる講座を開催したり、避難所訓練などを実施している公民館も少なくありません。そのように備えておくことで、実際に災害にあっても、慌てずに対応できるようになります。公民館を普段から利用することが、災害への備えにもなっているのです。

全国公民館連合会では、急な災害へ備えるためのハンドブックを以前作成したものが中身が古くなったため、最新のものにアップデートして平成29年に出版しました。これは避難所のマニュアルとして、公民館ばかりでなく、多くの避難所でも通用する内容となっておりますので、いざというときの備えに皆様もご覧いただければと思います。



東日本大震災直後、避難して休んでいる様子
(多賀城市中央公民館)



調理室で、避難した人に食事をつくる住民たち
(気仙沼市松岩公民館)

防災リーダーと地域の輪

第35回

災害時の行動を明確化し、 実災害を想定した防災活動を実現

東京都国分寺市の高木町自治会は、地区防災計画に基づいた実践的な防災訓練を積み重ね、自助と共助による災害に強いまちづくりを進めています。

東京都国分寺市「高木町自治会」



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

東京都国分寺市にある高木町は、人口約3,000名(1,200世帯)の閑静な住宅街。町は平坦な台地にあり河川もないため、土砂災害や洪水などの危険性は低いです。しかし、消防車が入れない狭い道路沿いに木造住宅が並んでいる所も多く、地震による建物の倒壊や火災で、被害が広がることに懸念されています。

この町で35年以上にわたり防災活動を担っているのが、高木町自治会（会員数約830世帯）です。自治会が本格的に防災活動を始めたきっかけは、ブロック塀の倒壊で多くの人が亡くなった昭和53年(1978)の宮城県沖地震。高木町にも数多くブロック塀があったことから、自治会は安全で緑豊かな町並みを作り出す塀として、「生け垣」を普及させる活動を開始。その後、昭和56年には国分寺市と防災まちづくり推進地区協定を結び、行政や専門家の支援を受けながら、防災部の設置、ニュースレターの発行、防災訓練の実施など活動を広げていきました。そして、昭和59年に全国初と言われる「地区防災計

画」を作成、今に続く防災活動の基盤となっています。

高木町自治会は、平成27年(2015)6月に内閣府の地区防災計画モデル地区として選定されたことを機会に、地域の現状を踏まえ、自助と共助の視点から地区防災計画の改定に着手。自治会の役員や防災部のメンバーなど約15名を中心に議論を重ね、平成28年2月に改定を完了させました。

改定のポイントについて、高木町自治会の櫻井幹三会長は次のように説明します。

「30年前と比べると、町には住宅がとて増えました。災害による被害規模も大きくなると想定されており、自治体だけでは住民への支援が十分に行き届かないと考えられます。こうした現状を踏まえ、今回の改定では、災害時の住民の行動のテーマを『火を出さない』と『安否確認』に絞りました。テーマを絞ることで、災害時に自分達が何をすべきかが、より明確になりました。」

この地区防災計画をもとに、高木町自治会は実災害を想定した様々な訓練を実施しています。



「防災ファミリーひろば」での初期消火訓練

例えば「支援物資配布訓練」では、災害支援所となる地元の神社で物資を収集・仕分けし、町内にある71の班を通じて各戸に届けています。今年2月には3回目の訓練を行い、東京都と国分寺市から提供された水、ビスケット、アルファ米など7品目を会員に配りました。

また、「災害時行動訓練」では、班長と住民の協力による安全確認と被災状況調査、それらの情報の高木町地区本部への伝達などを行なっています。訓練には、迅速な安否確認のために、会員が自宅のドアに「家族全員無事です」と書かれた「安全カード」を掲示することも取り入れています。

「地区防災計画を作っただけで





あやとりなどの遊びも楽しめる「防災ファミリーひろば」



安否確認のため、ドアに掲示する「安全カード」



「災害時行動訓練」でのAED講習



地元の神社で支援物資を収集・仕分けする「支援物資配布訓練」

安心してはいけません。訓練を通じて計画を検証すると、様々な問題が分かってきます。そうした問題をひとつずつ解決して、計画の精度を高めていかなければならないのです」と櫻井会長は言います。

自治会は会員以外の住民に防災意識を浸透させる活動にも力を入れています。防災訓練と住民同士の交流を目的に毎年開催している「防災ファミリーひろば」もその一つ。このイベントでは、初期消火や応急救護などの防災訓練に加え、豚汁の炊き出し、お手

玉やあやとりなどの遊び・ゲーム・クイズ大会といった二世帯、三世帯で参加できるレクリエーションも盛り込み、毎回300名近くを集めています。さらに、自治会の防災活動を紹介した年4回発行の「防災まちづくり通信」や地区防災計画の冊子、日頃の防災の備えや避難の時の注意点などをまとめた小冊子「防災知恵袋」などを全戸に配布しています。

こうした活動の大きな財源となっているのが、資源ごみの回収です。自治会は会員から回収した

空き缶や空き瓶などの資源ごみを売却することで、月約10万円の収入を上げています。この積立金は防災活動の費用に充てられる他、これまで約400万円が被災地への寄付金として活用されています。

この他、自治会では内閣府の「防災スペシャリスト講座」や国分寺市の「市民防災まちづくり学校」への講師の派遣、全国の自治体や自治会からの視察の受け入れなども行なっています。

こうした活動が評価され、高木町自治会は平成29年に「防災まちづくり大賞」（総務大臣賞）と「防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

「私たちは、大きな災害が発生しても、全員が無事に乗り越えられる町を目指しています。そのため、正しい情報を正しいルートで流し、地域全体で共有することが重要です。これをきちんと実行できる人材を、今後さらに多く養成していきたいです」と櫻井会長は語ります。

(画像提供：すべて 高木町自治会)

【お詫びと訂正】平成30年3月31日発行の「ぼうさい春号 Vol.90」に、下記の誤りがございました。謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

P12-13「情報の「つながり」から、人の「つながり」へ「TEAM 防災ジャパン」アドバイザー発言欄の加藤孝明様の所属(誤) 跡見学園女子大学 (正) 東京大学生産技術研究所

ぼうさい 夏号 [No. 91]

平成30年7月5日発行 [季刊]
<http://www.bousai.go.jp/kouhou/>

● 編集・発行

内閣府(防災担当) 普及啓発・連携参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL:03-5253-2111 (大代表)
FAX:03-3581-7510
URL: <http://www.bousai.go.jp>

● 編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-4-6-7F
TEL: 03-5298-2111 (代表)
URL: <http://www.japanjournal.jp>

● 印刷・製本

敷島印刷株式会社
printed in Japan

ぼうさい秋号は平成30年9月発行の予定です。

● 編集後記

今号は、「知って備える水害・土砂災害」として、これからの台風シーズンに向けて皆様を知っていただきたい内容を特集しています。そして、地域に根差した公民館や避難訓練の取組から、ICTの活用や、海外の取組まで、幅広い防災の動きを掲載しています。内閣府が公表した水害パンフレットやガイドブックなども一読いただきたいです。

また、より視覚的にわかりやすく伝えるためにデザインも改良しました。これからも皆様にご覧いただける誌面にしたいと思っておりますので、ご意見・ご感想お待ちしております！

ご意見・ご感想を、内閣府(防災担当) 広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAXにてお寄せください。

入場無料

大規模災害に備える

ほかの地域では
どんな対策を
しているんだろう？

防災って具体的に
なにをどうすれば
よいの？

いざというときに
必要なものは？
みんなできなが
できるのかしら？

ぼうさい こくたい - 2018 -

みんなの連携の輪を地域で強くする

同時開催:
東京都
「防災展」



セッション会場

東京ビッグサイト
会議棟7階8階

セッション・
プレゼンブース・
ポスターセッション



パビリオン会場

そなエリア

〈東京臨海広域防災公園〉
セッション・プレゼンブース・
ポスターセッション・
ワークショップ・
屋外展示



2018/
10/13 土 10:00~18:00 • **14** 日 10:00~16:00

「ぼうさいこくたい」は、防災を推進する団体が全国から集まる日本最大級の防災イベント。ご家族連れから専門家まで幅広い方が防災を学べる絶好の機会です。

大会ホームページでプレゼント予約を受付中。来場予約をされた先着1000名様に備蓄食をプレゼント！大会ホームページでは出展団体プロフィールなどの詳しい大会情報や防災情報コラム「ぼうさいこくたいマガジン」掲載中。

そなエリア
東京臨海広域防災公園



東京ビッグサイト

お問合せ

ぼうさいこくたい2018運営事務局 (株式会社フォンテック内)
メール: bousaikokutai@toiawase.info 電話: 03-5545-9191 (平日9:00~18:00)

主催: 防災推進国民大会2018実行委員会 (内閣府・防災推進協議会・防災推進国民会議) 共催: 国営東京臨海広域防災公園

<http://bosai-kokutai.jp/>

ぼうさいこくたい 検索

